

三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

《目 次》

《DC を考える その5》	
DB と DC における資産運用の損益分岐点	P1
《海外年金制度の動向》	
海外公的年金の高所得者への対応	P5
《退職給付会計の話題》	
IASB の取り組むべき課題に関する意見募集	P9
《年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話》	
株式投資のリスクプレミアム	P13
《平成 22 年度の退職給付の状況 その1》	
東証1部上場企業の積立水準等	P15
《データでみる年金》	
経済センサスー基礎調査	P19
《数字クイズ その18》	
世界の食糧問題「飢餓」	P24
《アドリブ経済時評》	
政策の流れは変わるのか	P26

ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

**2011年
9月号**



三菱UFJ信託銀行

DC を考える その5

～DB と DC における資産運用の損益分岐点～

《要約》

確定給付型の年金制度では、予定利率や期待運用収益率を基準に掛金や費用を算出するため、その水準が損益分岐点として意識されます。同様に、想定運用収益率を設定した確定拠出年金（DC）では、想定運用収益率が損益分岐点であると考えられます。ただ加入者はそうした意識を持たずに運用する可能性があり、そうであれば制度提供者の意図とは関係なく、実質的に給付水準が下がってしまう可能性があります。

DC へ移行すると企業はリスクから解放され、多くの課題が解決すると考えるかもしれませんが、重要なことは利害関係者全員が幸せになることです。今後 DC は退職給付制度として存在感を増してくると考えられ、制度に対してより深い理解が必要と思われます。

企業年金を紹介するある新聞記事で、確定拠出年金が“不足分を企業が穴埋めする必要がない”と紹介されていました。裏を返せば、確定給付制度型の年金制度は“不足分を穴埋めする必要がある”ということを含んでいると思われれます。確かに確定給付型は追加負担が発生しますが、確定給付型制度と DC の決定的な違いと考えられているこの点について、もう少し深く検討してみたいと思います。

1. 確定給付型年金制度の“Break even（損益分岐点）”

言うまでもなく、確定給付型の年金制度では当初の見込みに比べて企業が追加負担を強いられることがあります。企業年金制度における財政検証や財政再計算などで、資産運用結果や基礎率の見直しなどの影響で掛金の追加負担が発生したり、企業会計においては数理計算上の差異の発生などで費用が増加することがあるからです。

当初見込みに比べて追加負担を発生させる要素としては様々なものがありますが、その中で企業が最も気にかけているのが、資産運用の予定と実績の乖離だと考えられます。その他の要素、例えば脱退率の低下（在籍人員の増加）なども給付見込み額の増加につながりますが、そうした見込み違いは給与・賞与や確定拠出年金の掛金などの増加ももたらしますし、資産運用における利差損に比べると相対的に影響は小さいといえます。このため、資産運用に伴う追加負担は確定給付型の年金制度運営で大きな焦点になっているわけです。

確定給付型の年金制度では、年金資産について年金財政では予定利率、企業会計では期待運用収益率という一定の収益率を設定します。その予定収益率を上回ると利差益（企業会計上は数理計算上の貸方差異）、下回ると利差損（数理計算上の借方差異）が発生します。したがって、企業にとって予定利率あるいは期待運用収益率が実質的な“break even（損益

分岐点) ”になっていると考えられます。

ただし、企業が資産を運用する場合でも、自己資金を運用する場合の損益分岐点は収益率0%の水準であるはずで、手許の余剰資金については、予定収益というハードルがあるわけではないため、プラスの収益が確保されれば利益が計上されることになるからです。このように同じ企業においても、年金資産と自己資金では損益分岐点が異なっており、年金資産の運用の損益分岐点は予定利率（あるいは期待運用収益率）という $+\alpha$ が付加されているという点に注目する必要があります。

仮に、企業がこの損益分岐点を引き下げたいのであれば、 $+\alpha$ を引き下げればよいわけですが、それほど単純な話ではありません。制度上、予定利率は下限予定利率以下に引き下げることができませんし、何より予定利率を引き下げると掛金負担が増大することになるからです。企業にとってみれば、ある程度の収益率を確保しなければ負担が増加してしまうため、一定水準の収益を確保しなければならないという事情があるわけです。

2. 確定拠出年金の損益分岐点

これに対して、掛金の支払いで企業の負担が完了するDCでは、確定給付型の年金とは違い、企業の追加負担は発生しません。資産運用は加入者が行うため、収益率の水準によって追加負担が発生することはありません。

ただ、日本のDCの多くは既存の確定給付型（退職一時金を含む）から移行されているという事情があり、旧制度の給付水準を基準として制度設計が行なわれることが一般的です。この際、一定の運用収益率（想定運用収益率）を見込んで掛金を算出するという作業が行なわれます。言い換えると、想定運用収益率並みの運用収益を確保することが、目標とする給付水準に達する条件となっているわけです。したがって、確定給付型の年金制度において企業が予定利率を損益分岐点として意識したのと同様に、想定運用収益率を基に設計されたDCでは加入者は想定運用収益率を損益分岐点として意識すべきということが言えるかもしれません。

そうであれば、企業が自己資金と年金資産とで別の損益分岐点を意識したように、想定運用収益率を設定した制度の加入者は、自己資金と年金資産とで資産の運用に関して異なった考えを持つべきだということになります。給与や賞与を貯金するのと確定拠出年金の資産運用とでは異なる意識で運用することが必要であるという考えです。

ちなみに、賞与や給与などの資金を個人が運用する場合においては、企業が自己資金を運用する場合と同様にプラスの収益を確保して損失が発生したと考えることはないはずで、仮に、高額の商品を購入するために一定の金利水準を前提に貯蓄を行なっていくとして、その後の金利低下で目標水準に達しなかったからといって損失が発生したと考える人はいないと思います。当該商品を購入するには追加の資金投入が必要となるにしても、追加負担分を損失であるとは思わないはずで、これは、追加負担をして購入することが義務付けられているわけではないからだと考えられます。

想像の域を出ませんが、おそらく DC の運用でも想定運用収益率に達しないことによって損失が発生すると考える人は多くないと思います。これは企業が確定給付型年金の資産運用で予定利率に達しないと損失を認識するのとは全く異なります。この差は一定水準の運用収益の確保する義務を負っているか否かの差にあると考えられます。DC の場合、想定運用収益率を確保しないと目標給付額に達しないからといって、その状況が第三者からモニタリングされるわけではありませんし、まして自ら追加して穴埋めをする義務はないからです。そう考えると、DC の場合、年金資産の運用を個人資産とは別のものとして考えるべきだといっても、実践するのは難しいのかもしれませんが、そうした意識を持たずに運用すると DC のリターン水準が低下し、結果的に制度提供者が意図した給付水準を下回ってしまう可能性があります。

こうした事態を回避するためには、想定運用収益率を設定した制度の提供者が加入者に対して想定運用収益率の理解を深めていくことが必要です。想定運用収益率を確保しないと目標給付水準に達しないということを、制度移行時だけでなくその後も継続的に説明していくことが求められます。もっとも、その理解が深まると加入者からの要求が厳しくなる可能性があります。これまでも何度も指摘しているように、制度導入時には目標給付水準への到達を容易にするためのプレミアムの提供、すなわち想定運用収益率の引下げ要求が強まる可能性がありますし、制度移行後についても想定運用収益率の水準が市場の実勢と大きく乖離している場合には不満が寄せられることが想定されるからです。

3. DC 移行を指向する事情

企業は予め想定した資金や費用負担で予算を立てるため、確定給付型制度で追加負担が発生するとコストが上昇したと認識するわけです。一方で、ある程度の運用収益率を確保しないと資金負担や会計上の費用が高止まりするため、一定水準の利益を追求しなければならないという事情があり、リスクとリターンの双方をマネジメントすることが必要となります。ところが、過去 10 年間に振り返るとその半分に当たる 5 年間は企業年金の運用パフォーマンスが予定利率はおろかマイナスを余儀なくされたという事実があります。そうした 2 つの事情を斟酌して、企業が DC を指向することは自然な流れであると捉えられがちです。

ただ、リターンを追及するためにリスクを負担することは企業経営には必須の行為です。確かに、企業が負担する様々なリスクのうち確定給付型の年金制度を持つリスクは大きい。うえ、事業リスクとは一見無関係とも思われるため、これを排除したいという考えはあるかもしれません。もっとも、退職給付は報酬制度として実施されるわけですから本業とまったく無関係であるとは言いきれません。そうであれば制度変更が本業に与える影響を考慮する必要があります。したがって、制度変更にあたっては従業員との間で制度の枠組みを変更することが十分に理解されるようにすることが必要です。ただし、加入者に想定運用収益率に関する理解を深めようと努めると、想定運用収益率を低く設定せざるをえなく

なる可能性があり、結果的にリスクを排除するために高いコストを払うことになりかねません。そうした制度変更が、株主に対して十分説明責任を果たせるかを検討することも必要です。

運用パフォーマンスについて言えば、過去10年間のうち半分がマイナスパフォーマンスであったのは市場の問題であり、確定給付型制度に起因する問題ではありません。したがって、マーケットの不振をDC移行の理由にするというのは説得力がありません。あえて悪い言い方をすると、「これ以上運用を継続しても損失が嵩んでしまうだけなので、加入者に運用してもらおう」ということに等しいからです。もっとも、リスクを負担してもリターンが得られないという理論とは相容れないマーケット環境であったことを考えると、企業がそう考えるのも頷けないことではありません。ただ、そうしたマーケット環境が続くのであれば、今後は一定のリターンを確保しようとして運用でリスクをとるDCの加入者が報われない状況が続くことになります。

企業サイドからみると、DCに移行すればこれまで抱えてきた退職給付に関する多くの課題が解決すると考えるかもしれません。もちろん、DCに移行すれば確定給付制度の持つリスクから解放されますし、今まで負担してきたからといって今後も企業がリスクを負担し続けなければならない理由はありません。ただ、制度移行を考えるうえで最も重要なことは労使さらには株主を含めた利害関係者すべてが幸せになることです。それが無理なら少なくとも関係者が納得できるような移行方法であるべきです。ここで指摘したように運用に関する意識の違いから、DCに移行したことで意図せざる給付水準の低下をもたらすことなどがあれば、好ましい姿とはいえません。

DCについては制度自体の歴史が浅く、新たに加入者のマッチング拠出も実現の運びとなることなどから、今後ますます退職給付制度の中での存在感を増してくる可能性は高いと考えられます。それだけに制度をより深く理解し、あるいは確定給付型制度との棲み分け等を検討していくことは重要であると考えられます。これまで5回にわたって、DCについて検討してきましたが、まだまだ検討すべき材料は多いのではないのでしょうか。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野



海外年金制度の動向

～海外公的年金の高所得者への対応～

《要約》

「社会保障・税一体改革成案」（以下、成案といいます）の中で、施策の1つとして「低所得者の年金加算に合わせて高所得者の給付を調整する」ことが挙げられています。その方法として厚生労働省案では、カナダのクローバック制度が紹介されています。これは、一定所得を超えたときに超える分の15%を年金の減額ではなく税で返還を求める制度です。これは実質的な減額ですが、他国の例ではスウェーデンのような一定所得まで最低保障年金を減額、不支給とすることやオーストラリアのように所得だけでなく資産を含めた額が一定基準を超えると年金を減額する仕組みもあります。国によっては、基礎年金部分は所得によらず居住年数を基準とする実質定額制もあります。長期に安定した収入を必要とする老後保障に支障をきたさない所得基準の設定が望まれます。

前月号でご紹介した社会保障と税・一体改革成案では、公的年金での低所得者の年金加算に合わせて高所得者の給付を調整することが挙げられています。海外では、年金受給者の所得によって公的年金給付を減額することは一般的ではありません。ただ、成案の基となった厚生労働省案では、カナダのクローバック制度が実質的な年金給付の削減方法として紹介されています。所得や資産を基準として、一定額を超える場合に老齢年金を減額する仕組みはミーンズテスト（資力調査）と呼ばれますが、いくつかの国で主に公的年金の1階部分を定額としている制度で行なわれています。

本号では、高所得者の年金額見直しについての厚生労働省案の概要と海外の公的年金の事例をご紹介します。

1. 厚生労働省案と海外の公的年金（基礎年金）

成案では、高所得者の年金給付見直しについて、「低所得者への加算と併せて検討、例として、年収1000万円から減額し、1500万円以上は公費負担分を全額減額する」としています。また、低所得者への加算では、「基礎年金額を定額又は定率で加算する制度を検討する」としています。

この案の基となった厚生労働省案（5月23日発表）では、「高所得者の老齢基礎年金について、その一部を調整（減額）する制度を設けることを検討する。既に受給している年金の減額については、憲法の財産権との関係での一定の制約から公的年金等控除によって対応することも検討する。基礎年金額の調整は、国庫負担相当額までを目安に行うことが考えられる。高所得者の範囲については引き続き検討する」としています。



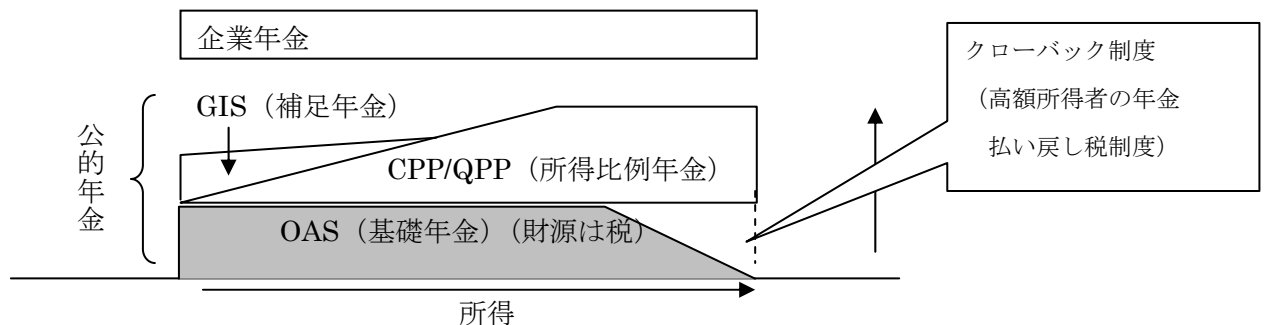
日本の基礎年金は、定額制と言われますが、実際には、保険料の納付期間に合わせて給付額が決まります。財政は、税と保険料で賄われており、基礎年金の調整範囲としては、国庫負担である2分の1を想定しているもようです。

海外を見ると、公的年金が1階建ての場合と別に所得比例部分や最低保障部分を持つ場合などがあります。アメリカの公的年金は社会保障年金のみの1階建てですが、税（保険料）でまかなわれ、平均賃金により給付率を調整することにより低所得者を有利にしています。オランダも1階建てで、定額の制度になっています。オランダを含め加入期間の要件に居住期間を使っている例が見られます（カナダ、ニュージーランドなど）。OECD加盟国を見ると、低所得者への補足給付（最低保障年金）がある場合が多く、年金受給者の所得により基礎年金を調整することは一般的ではありませんが、オーストラリアなど数カ国に見られます。

2. 海外事例

(1) カナダの事例

(第1図) カナダの年金制度構成 (イメージ)



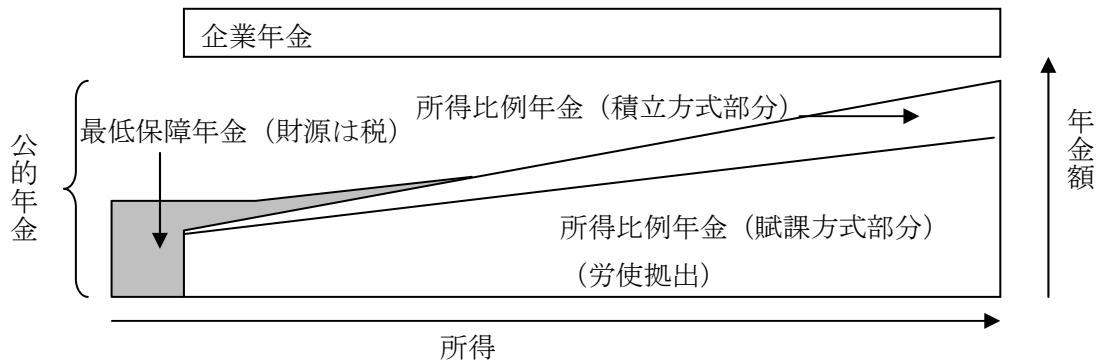
基礎年金（OAS、Old Age Security）は、18歳以降に10年以上在住した65歳以上の者に給付されます。通算40年以上の居住で、満額が給付され、満額で月額516.96カナダドル（2009年、約40,300円、1カナダドル=約78円、以下CAドルと表示します）となります。居住期間が要件となっているため、ほとんどの人が満額近くの金額を受け取っています（居住期間が短いと減額されます）。財源は全額税金ですが、特徴的なのは、クローバック制度と呼ばれる払い戻し税制度があることです。具体的には、一定所得（2008年、年64,718CAドル、約505万円）以上の所得者は、超過額の15%に相当する部分を払い戻す必要があります。実質的なOAS年金の減額です。年収が高額（2008年、年104,903CAドル）になると、OAS年金が0となります。ただし、オーストラリアなどに見られる保有資産額による給付の調整はありません。物価スライドが、年4回（四半期ベースで）実施される点もユニークです。

GIS年金はOAS年金に付加して支給されます。一定以下の所得者が対象で、この年金の物価スライドは年1回です。CPP/QPPは上限のある所得比例年金で、保険料は労使折半、

自営業者は全額を支払います。

(2) スウェーデンの事例

(第2図) スウェーデンの年金制度構成 (イメージ)



成案における新しい年金制度のモデルになっている制度です。所得の低い層には一定額の年金が保障されます。この最低保障年金の財源は税で賄われ、物価スライドが行なわれます。ただし、賃金スライドよりも低くなるため、所得比例年金より給付額は見劣りする可能性があります。保障の水準は、単身者で最大年 90,312 クローナ (約 108.4 万円、1 クローナ=12 円) で、一定額まで保障額と所得比例年金の支給額との差額が支給されます。保障年金の支給開始年齢は 65 歳で、所得比例年金は 61 歳以降で受給者が選択可能です。最低 3 年の居住期間が必要です。

所得比例年金が年 130,164 クローナ以上になると最低保障年金は支給されず、低所得者向けの制度になっています。実質的に所得比例制度が主の制度で、最低保障という目的の明確な制度が付加されているイメージです。

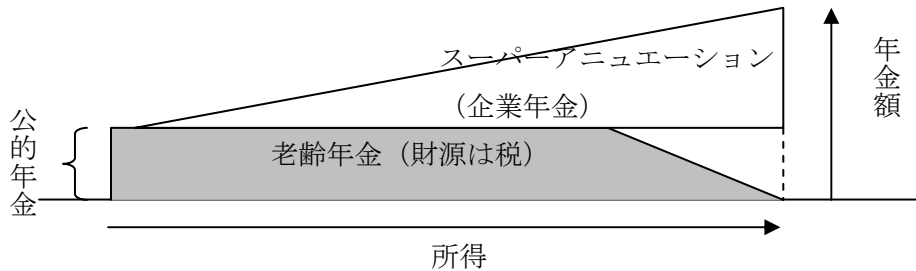
(3) オーストラリアの事例

欧米と同じくオーストラリアの老後生活保障も、公的年金、企業年金、自助努力の 3 本柱で支えられています。1 本目の柱である公的年金は、老後生活のための最低保障の部分で、財源はすべて税金で賄われます。支給開始年齢は、男子 65 歳、女子は引き上げ中で、2013 年までに男女共に 65 歳に、さらに 2023 年には 67 歳になる予定です。給付水準は、単身で男性の平均賃金の 25%、夫婦で 40%を目指しています。2009 年の支給額 (定額) は、単身で月 1,456 豪ドル (約 11 万 6 千円、1 豪ドル=約 80 円)、夫婦で月 2,194 豪ドル (約 17 万 6 千円) です。

ユニークなのは所得や保有資産が、一定額を超えると減額されるということです。単身者で年 3,692 ドル (約 29 万 5000 円)、夫婦で年 6,448 豪ドルが収入の上限で、これを 1 豪ドル上回るごとに 50 セント減額されます。保有資産については、自宅の不動産は含まず、

上限は家族構成（独身か家族がいるか）や持ち家の有無により変わります。持ち家ありで、単身 17 万 8 千豪ドル、夫婦 25 万 2500 豪ドル、持ち家なしで、単身 30 万 7 千豪ドル、夫婦 38 万 1500 豪ドル（2009 年第 4 四半期現在）となります。この上限を上回る資産 1,000 豪ドルごとに 2 週間あたり 1.5 豪ドルずつ年金支払いが減額されます。

（第 3 図） オーストラリアの年金制度構成（イメージ）



スーパーアニュエーションは、事業主が給与の 9%以上の拠出を強制されますので、公的年金に近いと言えます。

3. 日本への示唆

日本では、個人が投資用不動産を持つことはまれで、個人の貯蓄が主ですから、オーストラリアのような基準は適用しにくいでしょう。スウェーデンの最低保障年金は、低所得者向けに特化している制度といえます。カナダの制度は、表面上年金制度からの給付内容を不変にしている点では理解されやすいでしょう。

日本では、国民年金法で「受給権者の申し出により、いつでも受給している年金給付の全額を支給停止することができる。この申し出による支給停止は、将来に向かっていつでも撤回できる」としています。これは、高額所得者を意識して、支給停止の途をつけています。国際的に所得代替率で見ると日本の公的年金水準が低く、既に加入期間中は報酬の上限があり給付の上昇はなだらかです。なるべく高い所得基準として、安定した老後保障に影響を与えないものにする必要があるでしょう。ただし、年金受給者で高所得者は少なく、財政的な効果は小さいと考えられます。

与野党協議には至っていませんが、社会保障審議会などでの検討が開始される模様です。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤

<主な参考資料>

- ・年金と経済「諸外国の年金制度」（2010 年 1 月、年金シニアプラン総合研究機構）
- ・内閣官房 ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/index.html>
- ・OECD：“Pensions at a Glance 2009”（図表で見る年金 2009 年版）

退職給付会計の話題

～IASBの取り組むべき課題に関する意見募集～

《要約》

国際会計基準審議会（IASB）は、2011年7月から Hans Hoogervorst 新議長が就任し、今後の業務戦略の方向性について検討を開始しました。

IASB は米国会計基準委員会（FASB）と共同で、「単一で高品質な会計基準の開発（両者が2002年に締結したノーウオーク合意の原則）」を「コンバージェンス」を合言葉として進めてきました。これは、2006年2月に締結した覚書（Memorandum of Understanding : MoU）でも再確認され、MoUに基づく作業もほぼ目途がつきつつあります。

このような状況から、IASB は2011年7月26日に「Agenda Consultation 2011」を公表し、今後の取り組むべき課題に関する意見募集を開始しました。この意見募集は、3年毎のIASBの業務戦略に影響することになると考えられます。

2011年7月にIASBの議長は、2001年から10年間その職にあった David Tweedy 卿からオランダ金融大臣の経歴を持つ Hans Hoogervorst 氏に交代しました。

IASB は Tweedy 卿が議長であった間、EUにおけるIFRSの強制適用（2005年から開始）、FASB との MoU に基づくコンバージェンスの進捗、IFRS 適用国の拡大など、その影響力を拡大してきました。一方、2008年に発生した金融危機への対応プロジェクトやIASBとFASBのコンバージェンスプロジェクトなども、一部のプロジェクトを除き、ほぼ見通しが立つ状況になってきました。

今般、IASB は、今後のIFRSの開発・改良を行なう上で、対象とすべき基準に関する優先順位等を確定するための意見募集を目的として、2011年7月26日に課題整理のための資料「Agenda Consultation 2011」を公表しました。今月はその概要をご紹介します。

1. IASBのプロジェクトの状況

IASB が取り組んでいるプロジェクトは概ね以下の三種類に分類されます。

① 金融危機対応プロジェクト

2008年に発生した金融危機に起因して G20 からの要請で開始されたプロジェクト。

「IFRS9 号金融商品（わが国の持合株式の表示に影響）」などが該当します。減損の取扱いやヘッジ会計など一部のプロジェクトは未だ完了していません。

② IASB と FASB の MoU プロジェクト

「単一で高品質な会計基準の共同開発（2002年に締結したノーウオーク合意の原則）」を再確認するために締結された2006年2月の覚書（Memorandum of Understanding : MoU）



に基づくプロジェクト。IASB と FASB による共同作業によって推進されています。IASB と FASB の間ではこれを「コンバージェンス」と呼んでいます（わが国でいうコンバージェンスとはレベルがかなり異なることに留意）。当初は 2011 年 6 月末までに完了させることを目標としていました。財務諸表の表示（IAS1 号）や公正価値（IFRS13 号）、退職給付会計特別号でご照会したとおり、従業員給付（IAS19 号）は期限内に完了しましたが、リースや収益認識が遅延しています。

なお、米国証券取引委員会（SEC）は、MoU プロジェクトの進行状況を検証した上で、米国企業に対する IFRS の強制適用（アドプション）を 2011 年中に判断するとしていました。米国における IFRS のアドプションの方向性については、三菱 UFJ 年金情報 8 月号でご照会したとおり、具体的な方法論を予想するのは現段階では困難ですが、「単一の高品質な会計基準の適用＝IFRS のアドプション」の方向性は変わらないものと思われれます。

③ その他のプロジェクト

その他のプロジェクトは IASB が独自に進めているプロジェクトで、主要なものでは保険会計が現在検討中です。

このように、各プロジェクトの進行状況には遅速があるものの、計画されたプロジェクトのうち、かなりの部分が完了ないしは完了の目途が立っている状況です。なお、実際の基準作成（改定）作業では、MoU プロジェクトの対象でなくても、金融商品（IFRS9 号）や保険会計などは IASB と FASB が共同で検討を進めており、米国の影響力は MoU プロジェクトのみならず IFRS 全般に及んでいるといっても過言ではないでしょう。

2. 資料公表の背景

IFRS を採用している国は 100 カ国以上に拡大しており、会計基準としての存在感は非常に大きく、IFRS に基づく財務諸表が投資判断に与える影響も大きいと考えられます。しかし、高品質な会計基準の開発・改良には専門家による十分な議論が必要ですが、IASB のリソースには限りがあり、事前に設定したスケジュール通りに進捗していないのが現状です。

そこで、IASB を統括する国際財務報告基準財団（IFRSF）のトラスティーは 3 年毎の課題見直し（tree-yearly agenda consultation）を導入することとしました（図表 1：IFRS の組織参照）。定期的な課題見直しを導入する目的は、IASB のリソースを有効に活用するために、①事業戦略の方向性（新しい基準の開発と既存の基準の改良にかけるリソースのバランス）、②IFRS に対するニーズ（採り上げるべきプロジェクトの選択）、を明確にすることです。

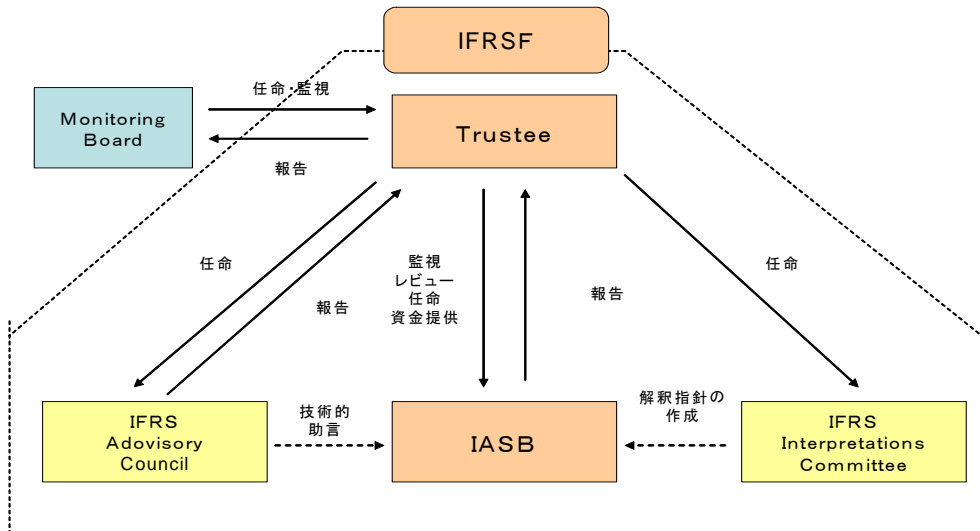
そのために、IASB が採り上げるべきプロジェクトとその優先順位について、IFRS の利用者等の意見を収集することを目的に、2011 年 7 月 26 日に協議資料「Agenda Consultation 2011」が公表されました。

意見の募集期限は 2011 年 11 月 30 日に設定されています。集まった意見に基づいて IASB で検討が進められ、トラスティーやアドバイザー・カウンスル、各国の会計に関する規制



機関などからの助言を得た上で、新たに採り上げるべきプロジェクトや中止すべきプロジェクトを選択し、IASBの取り組むべき課題を決めて行くことになります。

(図表1) IFRSFの組織



3. 資料の概要

まず、IASBが取り組んでいる課題を「基準の開発（以下の①～③）」と「基準の改良（以下の④と⑤）」に大きく区分した上で、それぞれの分野における個別のテーマに関する取組みを解説しています。

① 概念フレームワーク

「概念フレームワーク」とは「財務報告の目的は何か？」や「財務報告で有用な情報とは何か？」など、財務報告を行なう上での基本的な概念を検討し、決定する作業です。IFRSは「原則主義（principle-base）」の基準であるといわれており、個別の基準を設定する上での基礎となるものです。2010年に部分的に完成していますが、現在はFASBと協力して「財務諸表の表示」と「開示」について作業を継続している状態です（IFRSの多量で判り難い開示がわかりやすくなるという期待感があるようです）。

② 財務報告に関するリサーチ

IASBには、財務報告の実情に関する幅広いリサーチを求める声が寄せられているようです。そのような調査を行なうことにより、将来の基準設定の際に財務諸表利用者等のニーズを反映するなど、様々な効果が期待されているようです。

③ 個別基準に関するプロジェクト

2011年6月に「従業員給付（IAS19号）」や「その他の包括利益の表示（IAS1号）」の改定が公表されましたが、全体として遅れ気味のプロジェクトが多い状況です。また、現在進行中のプロジェクトの中には局所的な事象を取り扱っているものもあるようで、かつ、新規プロジェクトに関する要望も寄せられており、プロジェクトの取捨選択が必要とされているようです。

④ 基準導入後のレビュー

基準の開発・大幅な改正が行なわれた後に、その基準が適切に適用されているか否かを把握するのは重要な課題です。通常は新基準導入の2年後にレビューを実施する方針のようですが、レビューの実施時期が遅れることもあるようです。

⑤ 基準導入に関するニーズへの対応

第1節で触れた多くのプロジェクトが2013年から順次適用されます(改正IAS19号も2013年1月から適用)。実際の適用に際して、基準の解釈等について様々な疑問が生じることも想定され、場合によっては毎年行なわれている年次改善手続によって解決を図る必要性が生ずることも考えられます。

このような現状を踏まえて、向こう3年間において、①～⑤の項目の優先順位、ならびに、基準の開発と改良のそれぞれの分野のバランスをどのようにとるべきか、という点に関して意見を求めています。

次に、IASBがプロジェクトの採否を決定する際の要素として、ア)投資家など財務諸表利用者のニーズ(財務諸表作成者などのニーズも考慮)、イ)制約条件(緊急性・重要性・普遍性、対象範囲の複雑さ、関係者の対応能力、IASBおよび関係者の対応能力を考慮)、を考慮していることを説明しています。

また、現在進行中のプロジェクトについて、i)顧客との契約から生じる収益、ii)リース、iii)保険会計、iv)金融商品(ヘッジ会計、金融資産の減損、資産と債務の相殺)、を優先案件であるとしています。さらに、計画よりも遅延しているプロジェクトとして、生物化学的財産・共通支配下にある企業の連結・中間決算など23のプロジェクトが示されています。なお、従業員給付も2011年6月に第1ステップは完了していますが、退職給付債務の測定方法など、根本的な検討を行う第2ステップは未着手のため含まれています。

このような状況を踏まえて、向こう3年間に取り組むべき課題として、緊急性が高く優先すべきものは何か、逆に、重要度が低く当面の開発・改良作業から除くべきものの有無、緊急性・重要度が高いため新たに採り上げるべき課題、に関する意見を募集しています。

今月は、IASBが7月26日に公表した「Agenda Consultation 2011」の概要をご紹介します。この3年毎の課題見直し作業は2010年にIFRSFトラスティーが導入したもので、今回が初回の作業になります。IFRSの採用国の拡大・経済環境の変化などを受けて、様々な要望がIASBに寄せられている状況下、会計基準の開発・改良を効果的に行なうためにこのような手法が導入されたものと考えられます。

米国は、先月も述べたとおり、コンバージェンスとアドプションを通じてIFRSへの影響力をより一層強めようとしています。日本においても「日本の影響力をどのように保つか」という観点での対応が問われている状況にあるのではないかと思います。

年金コンサルティング部 佐野邦明



年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話

～株式投資のリスクプレミアム～

《要約》

株価が大幅に下落すると、「株式投資はリスクに見合ったプレミアムが得られるのか？」と疑念が湧いてくる。長期低迷が続く日本株では尚更である。実証分析はリスクプレミアムの存在を示唆しており一安心だが、一方で、その水準は少し心もとない。株式投資にあたっては従来の枠に囚われず、効率的にそのリスクプレミアムを獲得する工夫が求められる。選択肢にはベンチマークに囚われないファンダメンタルズ重視の長期投資や、最小分散ポートフォリオ等が挙げられる。

欧州債務問題・米国景気の二番底懸念等を背景に、夏場以降、世界の株式市場は大きく調整しました。株価の大幅下落を目の当りにすると、「株式投資は、そのリスクに見合ったリターン（プレミアム）を本当に得られるのか？」といった疑念も湧いてきます。そこで、今回は株式市場におけるリスクプレミアムについて、採り上げてみたいと思います。

1. 株式のリターン源泉

株式の性質を考えると、リターン源泉は本質的には企業の生み出す配当と、株主の持分である自己資本の成長にあると言えます。株価は、これらに加え投資家の将来期待変化（バリュエーション変化）の影響を大きく受けますが、この部分は長期的にはリターンに影響しないと考えられます。株式のリターンは次のように分解され、このうち株主資本成長率（G）と配当利回り（Y）の合計をファンダメンタル・リターンと呼びます。

$$\text{トータルリターン} = \underbrace{\text{株主資本成長率 (G)} + \text{配当利回り (Y)}}_{\text{ファンダメンタル・リターン (G+Y)}} + \text{バリュエーション変化 (V)}$$

2. リスクプレミアムは存在するか？

図表1は、1960年～2009年の日本株市場のリターンを、各要因に分解したものです。紙面の都合上、詳細な前提等は割愛いたしますが、分析には企業の損益・財務データおよびPER（株価収益率）データが用いられています。分析結果からは年代による濃淡はあるものの、90年代を除きリスクプレミアムが確認されました。一方、バリュエーション変化要因は累計で年率0.9%と、当該要因は長期的にはリターンに影響しないとの考えを裏付ける結果を示しました。90年代以降のトータルリタンの低迷は、リスクプレミアムの消滅ではなく、バブル期においてPER70倍まで高まった投資家の成長期待がグローバル水準まで低下する過程における負のバリュエーション変化による影響が大きいと言えそうです。

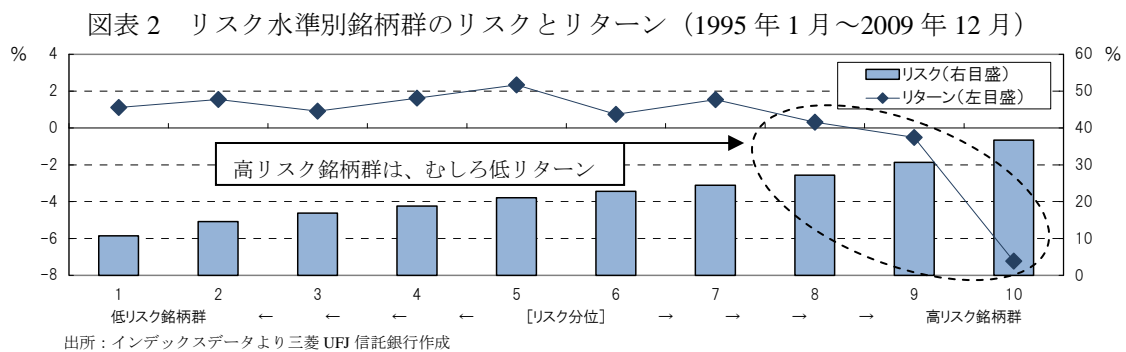
図表1 日本株リターンの分解とリスクプレミアム

(年率(%), 幾何平均)	G	Y	V	G+Y		
トータルリターン	株主資本 成長率	配当利回り	バリュエーション 変化リターン	ファンダメンタル リターン	リスクプレミアム (対短期金利)	
60年代	9.7	3.7	5.6	-3.1	9.3	3.2
70年代	11.5	4.3	3.3	7.2	7.6	1.6
80年代	16.7	5.2	1.7	10.1	6.9	1.6
90年代	1.0	1.0	1.2	-3.8	2.2	-0.4
00年代	-2.2	0.8	2.2	-5.2	3.0	2.9
61~'09	7.1	3.0	2.7	0.9	5.7	1.7

出所: 三菱UFJ信託銀行 * 推計誤差によりトータルリターンと各要因の合計値は一致しません

3. より効率的にリスクプレミアムを享受するには？

確認された日本株のリスクプレミアムは、一方で、米国実績（1926～2000）の4%に比較して心もとない水準ともいえます。そこで、続いてはリスクプレミアムをより効率的に享受する方法を考えていきます。図表2は、TOPIX 構成銘柄を過去5年のリスク（標準偏差）が小さいほうから順に並べて10個の銘柄群を作成し、各銘柄群のその後のリターンを観測したものです。投資理論でいうリスクとリターンの「トレードオフ関係」に習えば、ハイリスク銘柄群のリターンは高くなるはずですが結果は逆でした。ハイリスク銘柄群は投機的取引のターゲットとなりやすく、徒にリスクが増幅している等の原因が指摘されますが、株式市場のリスクプレミアムは均質でない事実が見えてきます。



4. まとめ・・・国内株式投資の新たな選択肢

株式リスクプレミアムの大部分が長期的にはファンダメンタル・リターンであり、株式市場におけるリスクプレミアムは均質でないことは、TOPIX等の市場指標連動を意識した、従来型の国内株式投資のあり方に、再考を促す事実といえるでしょう。

これらの認識が広がるにつれ、持続的な配当および自己資本の成長が期待される銘柄への長期投資を通じて、高いファンダメンタル・リターンの獲得を狙う投資スタイルや、最小分散ポートフォリオに代表される、低リスク銘柄群に軸足を置いた投資スタイル等が、年金運用における重要な選択肢として、普及していく可能性があります。

(ご参考) 今回採り上げたテーマは、2011年7月に出版されました「チャレンジする年金運用（企業年金連絡協議会 資産運用委員会【編】）」において、弊社運用コンサルタントの岡本が執筆したパート（第3章、「リスク資産はそれに見合ったリターンを生むか」）の一部を要約・再編したものです。併せて、ご一読いただければ幸いです。

平成22年度の退職給付の状況 その1

～東証1部上場企業の積立水準等～

《要約》

平成22年度の退職給付の状況を分析すると、退職給付債務、年金資産ともにほぼ横合いとなり、結果的に積立比率もほぼ前年度並みとなりました。割引率、期待運用収益率はともに低下していますが、期待運用収益率の低下幅はやや大きくなっています。また、割引率と期待運用収益率との関係では、期待運用収益率が割引率以下である企業の比率は63%となっています。双方の定義からは、本来、期待運用収益率>割引率であるはずですが、そうはなっていない事実があります。

6月末に有価証券報告書が提出され、当該データを基に平成22年度の退職給付の状況を詳細に分析することが可能となりました。今月から、数回に分けてそのデータ分析を行っていくこととします。第1回目の今日は東証1部全体の積み立て状況等について分析してみます。

1. 積立比率は前年比ほぼ横ばい

平成22年度（平成22年4月期～平成23年3月期決算）の東証1部上場企業1502社（7月現在の東証上場企業1679社のうち退職給付に関するデータ取得可能な企業）の退職給付の積立比率は65.9%とほぼ前年度（66.3%）並みとなりました。ちなみに、積立比率は期末年金資産残高÷期末退職給付債務残高で算出したもので、未積立となっている部分の比率、すなわち将来の給付のために追加負担が必要とみなされる資金総額の給付債務に対する比率を算出したものです（※）。

積立状態が前年度とほぼ同水準となったのは、退職給付債務と年金資産の期末残高がいずれも前年度並みにとどまったことによります。具体的には、退職給付債務の残高が73兆600億円と前年度の72兆9900億円に対して0.1%の増加、一方、年金資産は48兆1500億円と前年度の48兆4000億円に対して0.5%の減少となっています。

現在の開示基準では、退職給付債務、年金資産の残高しか開示されないため、増減を要因毎に分析することはできません（ただ、日本基準見直しの公開草案では退職給付債務、年金資産の要素毎の増減を示す調整表の開示が提案されています）。ただ、割引率は前年度並みですし、過去勤務費用の残高も当期の費用処理額に見合った動きとなっています。つまり、前提条件の変更や大きな制度変更がなかった結果、横ばいとどまったと推測されます。ちなみに、未認識過去勤務費用の残高は前年度末の△2兆3900億円の債務の減額が3200億円減少し△2兆700億円、一方、当期の過去勤務費用の処理額は4000億円（費用の



減額)となっているため、集計対象企業総額で当期発生額は△800億円程度と小幅にとどまっています。もちろん、個別企業では制度変更を実施する企業は少なからずあったと考えられますが、制度見直しに関して全体として大きな動きはなかったと考えられます。

(※)一部マスコミでは費用処理の状況に着目して未認識項目の残高を積立不足と称する場合があります。弊社では費用処理だけでなく、給付原資の確保まで行って初めて給付への対応が完了すると考えており、純粋に退職給付債務一年金資産を積立不足としています。なお、会計基準の変更で即時認識が行われるようになると未認識項目の残高を積立不足とするのは表現として適切ではなくなると考えられます。

(第1表) 東証1部上場企業の退職給付関連数値総括表 (単位:兆円、%)

		21年度	22年度	前年度比	
貸借対照表項目	退職給付債務 (A)	72.99	73.06	0.10	
	年金資産 (B)	48.40	48.15	-0.52	
	積立比率 (B) / (A)	66.3	65.9	-0.4	
	未認識項目合計 (その他を含む)	11.47	11.95	4.18	
		未認識過去勤務費用	-2.39	-2.07	-13.39
		(当期発生額: 推計値)	-0.09	-0.08	0.05
		未認識数理計算上の差異	13.32	13.60	2.10
		(当期発生額: 推計値)	-3.64	1.92	5.56
	前払い年金費用	4.59	4.46	-2.83	
	退職給付引当金	21.65	21.61	-0.18	
損益計算書項目・前提条件	勤務費用	2.70	2.72	0.74	
	利息費用	1.70	1.69	-0.59	
	期待運用収益	1.13	1.32	16.81	
	未認識項目の費用処理額	2.05	1.37	-33.17	
		過去勤務費用の費用処理額	-0.40	-0.40	0.00
		数理計算上の差異の費用処理額	2.19	1.64	-25.11
	退職給付費用	5.92	5.11	-13.68	
	割引率	2.02	1.97	-0.05	
期待運用収益率	2.21	2.01	-0.20		

(注) 前年度比欄の網掛けは前年度比増減額(幅)

(出所) 以下の表とも日経メディア・マーケティング社データを基に集計

年金資産もほぼ横ばいにとどまっています。平成22年4月～平成23年3月の企業年金の運用収益率は0%程度だったと推測され、運用パフォーマンスに見合った動きとなっています。なお、未認識数理計算上の差異の残高は13兆6000億円と前年比2.2%増加、金額ベ

ースでは2800億円の増加となっています。過去勤務債務と同様に期首期末の残高と当期処理額を基に当期発生額を算出すると1兆9200億円となります。これは期首の年金資産48兆4000億円に対し4%弱に相当します。退職給付債務では大きな差異は発生していないとすると、期待運用収益率(2%強)と実際のパフォーマンスとの差以上に数理計算上の差異が発生したこととなります。これは、東日本大震災の影響による期末の株式市場の下落で、退職給付信託の保有株式の価格が下落したことなどが響いている可能性が考えられます。

2. 割引率以下の期待運用収益率を設定した企業の比率は58%

一方、前提条件に目を向けると、割引率、期待運用収益率はともに低下しています。具体的には、割引率は前年度の2.02%から1.97%、期待運用収益率は2.21%から2.01%となっています。データの把握及び比較可能な1387社中、割引率を前年度の水準から引き上げた会社は26社、逆に引き下げた会社は151社、1202社が前年と同じ割引率を設定しています。9割近くの企業は前年度と同水準の割引率を設定していたこととなります。

(第2表) 割引率、期待運用収益率の分布状況

(単位：社、%)

割引率			期待運用収益率		
水準	社数	構成比	水準	社数	構成比
2.6%以上	12	0.9	5.0%以上	20	1.7
2.4%～	150	10.8	4.0%～	33	2.8
2.2%～	49	3.5	3.0%～	193	16.3
2.0%～	813	58.5	2.5%～	220	18.6
(2.0%)	(763)	(54.9)	2.0%～	356	30.1
1.8%～	66	4.8	(2.0%)	(324)	(27.4)
1.6%～	77	5.5	1.5%～	136	11.5
1.4%～	154	11.1	1.0%～	149	12.6
1.2%～	39	2.8	0.5%～	62	5.2
1.0%～	17	1.2	0.5%未満	13	1.1
1%未満	12	0.9	合計	1,182	100.0
合計	1,389	100.0			

(注) 第3表とも、データ入手可能な会社のみ集計、数値に幅がある場合は下限値を採用

期待運用収益率に関してはその前の年度が2.27%でしたので、この水準からの低下幅としては比較的大きいといえるかもしれません。期待運用収益率を引き下げた会社は143社、逆に引き上げた会社は90社、変更しなかった会社が932社となっています(期待運用収益率のデータ把握、前期比較が可能な企業は合計1,165社)。引き下げた会社がかさほど多くなかった割に、低下幅が大きいのは引下げた企業での引下げ幅が大きかったためといえます。

割引率と期待運用収益率の分布状況については、第2表に示したとおりです。割引率は2.0%と設定している企業が半数強あり、1.6%から2.4%未満のゾーンではほぼ4分の3の企業が設定しています。これに対し、期待運用収益率は企業毎のばらつきがやや大きくなっています。2.0%を設定している企業が最も多いのは割引率と同様ですが、全体に占める比率は27%と集中度合いは半分程度に過ぎません。

(第3表) 期待運用収益率と割引率の乖離 (期待運用収益率－割引率) (単位: 社、%)

	2%以上	1.5%～	1.0%～	0.5%～	0.0%～	(0.0%)	0.0%以下	合計
社数	50	65	111	211	417	(352)	327	1,181
構成比	4.2	5.5	9.4	17.9	35.3	(29.8)	27.7	100.0

さらに、設定している割引率と期待運用収益率の差について調べてみました(第3表)。割引率は安全性の高い長期債の期末時点の市場実勢利回りで算定し、一方、期待運用収益率は保有している年金資産のポートフォリオで長期的に期待される運用収益率ですから、常識的には期待運用収益率>割引率であると考えられます。ただ、実際は割引率と同水準の企業が30%、割引率を下回る企業が28%と全体の58%が割引率以下の期待運用収益率を設定していることがわかります。

この理由としては、①株式版退職給付信託は予想が困難なため、期待運用収益率を0%としている、②市場環境を考慮し、リスクを抑制した運用を行っている、③数理計算上の(借方)差異の発生を抑えるなど会計上の配慮、などが考えられます。このうち、①については事情が理解できますし、②のように実際に保守的な運用をしていれば低い期待運用収益率を設定するのは当然です。ただ、企業年金連合会の調べでは、確定給付企業年金の予定利率は2.5～3.0%程度であり、企業年金の資産構成が予定利率を確保するために組まれているとすると割引率以下となる企業の構成比がこれほど高くはならないと考えられます。仮に、年金制度運営にあたっては予定利率を目指した運用を行い、会計上の配慮で期待運用収益率を低めに設定しているとすれば問題があるといわざるを得ません。なぜなら、保守的という理由であるにせよ、会計数値を操作しているとも言えるからです。米国では期待運用収益率を高く設定し、目先の利益を多く確保することが問題視されることがありますが、逆であっても会計数値に恣意性が入る込むことは好ましいことではありません。そもそも、運営実態を知らしめるという開示目的が果たされないこととなります。もっとも、退職給付会計の見直し案(ステップ1)では、長期期待運用収益率と名称が変わり、期待運用収益率の概念がより明確化されることとなります。一方で年金資産の運用状況(資産構成)の開示によって期待運用収益率と実際の運用実態との関係も明らかになります。結果として設定される期待運用収益率の水準に影響を与えることも考えられます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野



データでみる年金

～経済センサスー基礎調査～

《要約》

経済センサスという新しい調査が実施されました。この調査は日本の包括的な産業構造を明らかにし、各種統計の母集団の情報を整備することを目指すものです。

基礎調査と活動調査が行なわれることになっており、今般公表された基礎調査では事業所と従業者数の状況、企業の状況のデータが提供されています。

経済センサスという新しい統計調査が実施され、本年6月3日に「平成21年経済センサスー基礎調査 確報集計結果」が公表されています。日本全体の経済構造や活動状況を調査するもので、以下、調査目的や調査結果の概要についてご紹介します。

1. 経済センサスとは

総務省統計局のホームページによると、センサスの語源は古代ローマにおいて、市民の登録や財産・所得の評価、税金の査定などを行なう職業（Censere）からきたとのことです。国勢調査が人口センサスであり、それに対する経済センサスということになります。

同じく、同ホームページによれば、この経済センサスの目的は事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、日本の包括的な産業構造を明らかにすることで各種統計の母集団の情報を整備することとされています。ちなみに、事業所及び企業の基本構造を明らかにするものが「経済センサスー基礎調査」であり、事業所及び企業の活動状況を明らかにするのは「経済センサスー活動調査」とのことです。なお、活動調査は売上げや費用等の経理項目の調査が行なわれるもので、公表は速報値が平成25年1月、確報値は平成25年夏頃になる予定です。

事業所や従業者などに関しては、これまでも各種の統計調査が実施されています。ただ、従来の調査は、産業毎に各省庁で異なる年次や周期で行なわれてきたため、そうした調査結果を統合しても同一時点での日本全体の包括的な産業構造統計を作成できないという難点があったようです。また、産業構造の変化に統計調査が必ずしも対応しきれず、例えばサービス分野での統計不足が目立つなどの事情もあり、経済センサスという新しい統計調査が行なわれることになったわけです。

基礎調査では、①事業所数及び従業者数の状況（事業所に関する統計）、②企業等の状況（企業等に関する統計）がまとめられています。事業所数や従業員数といった基本的なデータであり、それ自体は特段目新しい数値とはいえません。ただ、都道府県別や業種別に詳細なデータが集められている点が非常に興味深いといえます。例えば、業種別では大分



類の「宿泊業・飲食サービス業」を、中分類として「宿泊業」「飲食店」「持ち帰り・配達飲食サービス業」と3つに分け、そのうち飲食店は「日本料理店」「中華料理店」「焼肉屋」「すし店」「うどん・そば店」「お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店」「バー・キャバレー・ナイトクラブ」などさらに細かく分けられ、各々の事業所数や従業員数が従業員規模別に集計されています。ちなみに、報告書によると人口1000人当たりの「お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店」の事業所数が最も多い都道府県は広島県で0.62（事業所数のトップは大阪府の3449ですが、大阪は人口1000人当たりでは0.39と全国3位）などというデータも掲載されています。

2. 「卸売業、小売業」が事業所数、従業者数ともにトップ

平成21年7月1日現在で、日本の総事業所数は635万6329事業所となっています。このうち、事業内容が不詳の事業所を除いた事業所合計は604万3300事業所となっています。従業者数については、事業内容不詳の事業所を除くベースで6286万人となっています。なお、ここには都道府県別の事業所、従業者数は表示していませんが、東京が69万4000事業所、従業者数は952万1000人でともに全国トップとなっています。

(第1表) 業種別事業所数、従業者数

(単位：千事業所、千人、%)

産業大分類	事業所数	従業者数			男女別従業員数及び男女比率			
		合計	構成比	1事業所当たり	男性	女性	男性	女性
全産業	6043.3	62860.5	100.0	10.4	35648.4	27119.0	56.8	43.2
農林漁業	33.9	387.7	0.6	11.4	263.8	123.8	68.1	31.9
鉱業、採石業、砂利採取業	2.9	30.7	0.0	10.6	25.8	4.9	84.0	16.0
建設業	583.6	4320.4	9.7	7.4	3566.7	753.7	82.6	17.4
製造業	536.8	9827.4	8.9	18.3	6818.6	2979.9	69.6	30.4
電気・ガス・熱供給・水道業	8.9	302.3	0.1	34.0	263.5	38.8	87.2	12.8
情報通信業	78.0	1725.0	1.3	22.1	1253.9	451.9	73.5	26.5
運輸業、郵便業	148.6	3611.6	2.5	24.3	2957.5	654.1	81.9	18.1
卸売業、小売業	1555.5	12697.0	25.7	8.2	6512.4	6154.9	51.4	48.6
金融業、保険業	92.0	1588.7	1.5	17.3	755.0	833.7	47.5	52.5
不動産業、物品賃貸業	408.7	1551.3	6.8	3.8	938.2	613.1	60.5	39.5
学術研究、専門・技術サービス業	244.2	1897.7	4.0	7.8	1301.8	592.8	68.7	31.3
宿泊業、飲食サービス業	781.3	5737.0	12.9	7.3	2275.8	3454.8	39.7	60.3
生活関連サービス業、娯楽業	514.6	2750.7	8.5	5.3	1177.8	1567.9	42.9	57.1
教育、学習支援業	225.4	3086.9	3.7	13.7	1496.5	1590.4	48.5	51.5
医療、福祉	374.7	6386.1	6.2	17.0	1616.3	4769.7	25.3	74.7
複合サービス事業	38.6	407.0	0.6	10.5	236.8	170.2	58.2	41.8
サービス業(他に分類されないもの)	375.1	4684.4	6.2	12.5	2737.3	1946.3	58.4	41.6
公務(他に分類されるものを除く)	40.6	1868.7	0.7	46.0	1450.6	418.1	77.6	22.4

(出所) 以下の表とも総務省「平成21年経済センサス基礎調査」を基に作成

(<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/index.htm#kekka>)

業種別の事業所数は第1表のとおり、「卸売業、小売業」が155万5500事業所と最も多くなっています。次いで「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」と続いています。従業者数でも「卸売業、小売業」が最大で1270万人、2番目の製造業は983万人と続いています。



従業者数は男女別の数値が調査されており、男性の従業者数は 3565 万人、女性が 2712 万人となっています。ちなみに、従業者は調査日現在で当該事業所に所属し働いている人であり、個人経営の事業所の家族従業者であれば賃金・給与を支給されていない人も含まれています。男性の従業者数のみでいえば「製造業」がトップであり、女性では「医療、福祉」の従業者数が「卸売業、小売業」に次いで多いのが目に付きます。

日本全体の従業者数における男女の比率は、男性が 56.8%、女性が 43.2%となっていますが、女性の比率が日本全体の比率を上回っている業種は 6 業種あり、「卸売業・小売業」「金融業、保険業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」となっています。反対に「鉱業、砕石業、砂利採取業」「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」は男性比率がかなり高くなっています。

経営組織別には、民営が事業所数で 97%、従業者数で 93%、国・地方公共団体は事業所数で 3%、従業者数で 7%となっています。なお、第 1 表の公務は他に分類されるものを除くとしてあり、国、地方公共団体についても業務内容毎に組み替えていると考えられます。民営では、個人経営が約 4 割、残り 6 割の法人のうち株式会社はほとんどを占めています（株式会社以外の会社は合名会社、合資会社等、会社以外の法人は独立行政法人、特殊法人、財団法人や学校法人等、法人でない団体は労働組合や同窓会等が含まれます）

(第 2 表) 官民別の事業所数、従業者数

(単位：千事業所、千人、%)

	事業所数	従業者数	構成比	
			事業所数	従業者数
総数	6043.3	62860.5	100.0	100.0
民営	5886.2	58442.1	97.4	93.0
個人経営	2465.9	7068.2	40.8	11.2
法人	3390.1	51243.0	56.1	81.5
会社	3004.3	44115.3	49.7	70.2
株式会社	2965.4	43635.6	49.1	69.4
その他の会社	38.9	479.7	0.6	0.8
会社以外の法人	385.7	7127.7	6.4	11.3
法人でない団体	30.3	130.9	0.5	0.2
国・地方公共団体	157.1	4418.4	2.6	7.0
国	9.8	656.4	0.2	1.0
地方公共団体	147.3	3762.0	2.4	6.0
都道府県	23.3	1071.9	0.4	1.7
市区町村	119.4	2572.7	2.0	4.1
その他	4.7	117.4	0.1	0.2

3. 会社企業は 180 万社

企業の総数は個人経営及び会社以外の法人を含め、448 万 1000 となっています(第 3 表)。うち株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社を合計した

「会社企業」は180万5500社となっています。会社企業のうち、単一事業所の企業は156万社、複数事業所を持つ企業が24万5000社となっていますが、事業所の数では複数事業所を持つ企業の事業所合計が124万4000事業所とほぼ拮抗しています。さらに従業者数では複数事業所を持つ企業が2769万人と単一事業所の1357万人の2倍となっています。

さらに、この企業について本社所在地別に企業数、事業所数、従業者数をまとめたものが第3表の下の表です。企業に関する統計というのは当該都道府県に本所等が所在する企業をまとめたものであり、事業所に関する統計というのは当該都道府県に存在する事業所の数値をまとめたものです。例えば、東京都の場合、東京に本社のある企業が28万社と全国トップ、日本全体の15.5%を占めているということです。また、この東京に本社を置く企業の事業所が全国に60万7800事業所あり、従業者数が1221万8100人いることを示しています。その右の事業所に関する統計では東京に存在する事業所の数が43万4000事業所であり、そこで働く従業者数が752万6000人であることを示しています（なお、全国の事業所数300万2400事業所は、第2表の会社のうち外国の会社1800社を除いたものです）。

（第3表）企業数と事業所数及び都道府県別の状況 （単位：千社、千事業所、千人）

	総数	法人			個人経営
			会社企業		
			会社企業	会社以外	
企業等の数	4480.8	2054.5	1805.5	249.0	2426.2
単一事業所企業	4193.0	1788.5	1560.6	N.A	2404.6
複数事業所企業	287.7	266.0	245.0	N.A	21.7
事業所数	5594.9	3145.2	2804.9	N.A	2499.7
単一事業所企業企業	4193.0	1788.5	1560.6	N.A	2404.6
複数事業所企業	1401.9	1356.7	1244.3	N.A	45.1
従業者数	54532.2	47536.0	41267.0	N.A	6996.2
単一事業所企業企業	23239.2	16444.0	13573.7	N.A	6795.5
複数事業所企業	31253.0	31092.3	27693.3	N.A	200.6

	企業に関する集計			事業所に関する集計	
	企業数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全国	1805.5	2804.9	41267.0	3002.4	44070.4
東京都	280.6	607.8	12218.1	433.9	7526.4
大阪府	141.9	237.6	3831.8	230.0	3589.6
神奈川県	116.0	160.0	2006.6	188.9	2771.4
愛知県	109.7	170.0	2698.2	184.3	3031.4
北海道	81.6	113.3	1348.2	136.1	1689.0
埼玉県	88.0	119.7	1402.7	148.6	2044.0
千葉県	65.6	88.4	1137.2	115.8	1669.5
福岡県	61.2	101.0	1413.3	114.2	1643.5

最後に、会社の従業員規模別の常用雇用者数（期間を定めずに雇用されている人若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人）をみてみます。従業員100人未満の企業で雇用されている人は全体の38%、一方、1000人以上の企業で雇用されている人は35%を占めています。さらに、5000人以上の企業だけをとっても20%の比率となっています。従業員5000人以上の企業は企業数ではわずか0.3%を占めるに過ぎませんが、多くの雇用を吸収していることがわかります。

(第4表) 従業員規模別事業所数、常用雇用者数 (単位: 千社、千事業所、千人、%)

常用雇用者規模	企業数	事業所数	常用雇用者数	構成比	
				企業数	雇用者数
0~4	1067.8	1098.3	1627.4	59.1	4.5
5~9	309.4	350.9	2034.1	17.1	5.6
10~49	339.4	530.0	6902.9	18.8	19.1
50~99	46.1	148.7	3174.3	2.6	8.8
100~299	30.2	196.5	4951.1	1.7	13.7
300~999	9.3	166.2	4695.2	0.5	13.0
1000~1999	1.8	80.4	2458.3	0.1	6.8
2000~4999	1.0	89.7	3091.5	0.1	8.6
5000人以上	0.5	155.4	7129.1	0.0	19.8
総数	1805.5	2815.9	36063.8	100.0	100.0

このほか海外支所の状況や親会社、子会社の有無など経営形態についての調査等も行われています。興味深かったのは企業の決算月の分布状況です。上場企業はおよそ8割が3月決算であり、筆者は日本全国でも同じような傾向であると思っていましたが、日本全国のベースでは3月決算の会社の比率は20.5%とのことでした。最も比率が高いことは事実ですが、上場企業と違い極端に集中しているということはないようです。なお、この調査では資本金1億円以上の企業での決算月も調べており、それによると3月が決算月である企業の比率は58%とのことでした。企業規模が大きくなるにつれ、決算月が3月に集中するという事実が窺われます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ



数字クイズ No. 18

～世界の食糧問題「飢餓」～

前回、日本の食糧問題として、約40%という自給率の低さを考察した。

今回は、世界の食糧問題を採り上げるが、こちらは悲惨で深刻なテーマとなる。「飢餓」である。

- <問1> 世界で飢餓に苦しんでいる人たちの人数はおおよそどれくらいか？
- <問2> それは、世界人口の何%か
- <問3> その割合(%)は上昇しているのか低下しているのか？

世界の飢餓問題は、次のWEBに詳しい。本稿の数値は断らない限りそのWEBに拠った。

国際連合食料農業機関FAO (Food And Agriculture Organization of the United Nations)

<http://www.fao.org/hunger/en/>

まず、右の図表をご覧ください。

<問1解答> 世界で飢餓に苦しんでいる人は、おおよそ8.5億人もいる。

<問2解答> それは、人口の13%、7人に一人の割合である。なお、世界の人口は今年中に70億人を突破するとみられている。

<問3解答> その割合(%)は幸いなことに低下しているが、絶対人数は横ばいである。後述するようにリーマン・ショック後、増加している。

2005-2007年	8.48億人 (13%)
2000-2002	8.33億人 (14%)
1995-1997	7.88億人 (14%)
1990-1992	8.43億人 (16%)
1979-1981	8.53億人 (21%)
1969-1971	8.78億人 (26%)
FAOwebより	

FAOによると、飢餓(食糧不足)を「人々が正常な成長と発展と活動的で健康な生活のための安全で栄養価の高い食品の十分な量の安全なアクセスを欠いているときに存在する状況」と定義している。人の最低限必要なエネルギーは平均して1日に1,800Kcalである。

世界には、全ての人々が食べるのに十分な食糧がありながら、飢えは今なお、世界第1位の死亡原因となっているのが現実である。

食糧不足の原因には、①人口増加、②食生活の変化、③農業生産性の低下、④異常気象などが挙げられる。1995年に57億人であった世界の人口は2010年には68億人になった。毎年、ドイツの人口に相当する8000万人ずつ増えているのである。2025年には80億人、2050年には91億人に増えるという予測がある(そのあたりで増加はストップするとの観測もあるが・・・)。

牛肉1kgを食べようとすると、牛のエサとして8～10kgのトウモロコシや大豆などの穀物が必要となる。同様に、豚肉1kgには4～5kg、鶏肉には2～3kgの穀物が必要である。このため、日本を含む先進国(人口は世界の5分の1)が世界の穀物の半分を消費し、その消費量の65%を牛、豚、

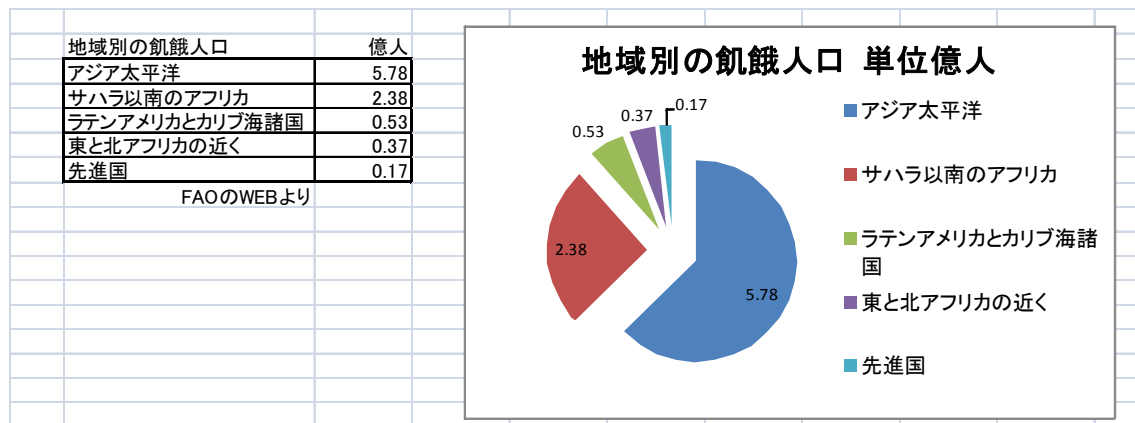
鶏などの家畜のエサにしている。

また、最近では、食料が「バイオ燃料」として使われている。

飢餓のリスクが高い層は、①農村部の貧困層、②都市部の貧困層、③災害の犠牲者である。近年の異常気象は地球上のあちこちで災害をもたらし、飢餓を増加させている。

次は、2010年のデータであるが、地域別の飢餓人口の統計である。

アジア太平洋という分類ではあるが、この地域とサハラ以南のアフリカが最も悲惨な状況である。先進国でも1700万人もの飢える人々が苦しんでいる。



FAOによると、現在直面している食料危機は、次の3点で、前例のないほど深刻なものだという。まず第一に、リーマン・ショックで世界が揺れた2008年から2009年にかけて、ごく短期間に何千万人もの貧しい人々が満足に食料を入手できなくなるほど食料が高騰し、暴動などを引き起こした。

世界の約20億人は、収入の半分以上を食べ物に費やすほど貧しい生活を送っている。穀物価格の上昇は彼らの食料を奪い、飢餓が広がれば社会や政治の不安定にもつながる。世界銀行の報告書では「基礎的な食料の平均価格が1%上昇すると、世界の貧しい人々のカロリー消費が0.5%減少し、食料を満足に確保できない人口が1600万人増える」という。

第2に、この危機が世界の多くの地域を「同時に」襲ったことである。危機が個別の国、あるいは特定地域に限って発生した場合には、通貨の切り下げ、食料購入資金の借入れ、国際支援といった手段で救済が可能である。しかし、世界的な同時危機の場合には、効果的な対策はむずかしくなる。

第3に、グローバル化の進展で、発展途上地域がこれまでになく金融面でも貿易面でも世界経済に組み込まれ、国際市場の混乱の連鎖的な影響を受けやすくなっている。とくに、アジア、アフリカの最貧国への影響が深刻になっている。

わが国も、こうした状況を他人事と思わずに、考えておく必要があるのではないだろうか。

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

<コラム> アドリブ経済時評

政策の流れは変わるのか

大富豪として知られる米著名投資家のウォーレン・バフェット氏は、さきごろの米紙ニューヨーク・タイムズに寄せた論説で、米政府は富裕層にもっと税金を課すべきだと主張した。

彼は論説の中で、「自分が昨年支払った所得税、給与税などの連邦税は、課税所得の17.4%にすぎない。これは職場にいる他の20人と比べても一番低い」と説明して、「友人たちも私自身も、富豪に優しい議会によってもう十分に甘やかされてきた。政府はそろそろ犠牲の分担を真剣に考えるべきだ」と強調した。

お金持ちが、自分たちに増税をと主張するというのは珍しい。

たしかに、米国はレーガン大統領時代から減税、小さな政府といった政策を掲げ、ブッシュ大統領にいたるまで金持ち優遇の税制改正を行なってきた。背景には、有名なミルトン・フリードマンなどが主張した、「新自由主義」と言われる経済学があった。「市場原理主義」などとも言われて、なによりも自由を尊び規制を嫌う経済学であった。

常に米国のあとを追いかけてきた日本でも、1984年（昭和59年）に70%であった最高税率が、1987年（昭和62年）60%、1989年（昭和64年）50%、1999年（平成11年）37%、2007年（平成19年）40%というふうに移している。さらに日本では、資産への課税が分離課税なのである。

しかし米国は、そうして（金持ちになる）自由を追求して、ストック・オプションなどを利用した上場会社の社長の平均年収が10億円を超えるようになって、拝金を煽り、投資銀行などの暴挙で、サブプライム・ローンから世界金融危機まで起こして、どうやら反省し始めているようである。

いや、なかなか思うようにかじを切れないオバマ大統領を見ていて、賢明なバフェット氏が、潮の流れを変えなければいけないと考えたのだろうか。

この原稿を書いている翌日、民主党のリーダーが変わる。

日本は、どうなるのだろうか。

【2011/8/28】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋





- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性の保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。